(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書、図面又は見本(見本その他品質を指示しないときは同等以上のもの)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は契約書記載の納入物品(以下「物品」という。)を契約書記載の納入期間(以下「期間」という。)までに発注者の指定する場所に納入しなければならない。

(検査等)

- 第2条 受注者は、前条第2項の期間中発注者の発注あるごとに、その都度指定する期日までに物品を納入し、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 物品は、発注者の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のため、変質変形又は消耗きそんしたものは、すべて受注者の負担とする。
- 4 検査の結果不良品がある時は、受注者は、当該物品を遅滞なく引取り、発注者の指定する期日まで に良品を納入するものとする。
- 5 受注者又はその代理人は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者又はその代理人が立ち会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができない。

(違約金等)

- 第3条 発注者は、受注者が期限内に物品の納入を終了しないときは、契約金額にこの契約により納入する物品の必要数量に対する納入の遅延が生じた物品の数量を乗じて得た額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日(仮契約にあっては、仮契約締結の日)における法定利率(民法(明治29年法律第89号)に規定する法定利率をいう。以下同じ。)で計算した額を、違約金として請求することができる。
- 2 前項の延滞日数の計算は、検査に要した日数を算入しない。
- 3 受注者は、発注者の責に帰する理由により、第13条の契約代金の支払が遅れた場合には、支払の遅延が生じた契約代金につき、遅延日数に応じ、契約締結の日(仮契約にあっては、仮契約締結の日)における遅延利息率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率をいう。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約の履行)

第4条 受注者が行う契約の履行は、第2条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

(危険負担)

第5条 契約履行前の物品の滅失,損傷その他の損害については,受注者の負担とする。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない ものとする。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(契約内容の変更等)

- 第7条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、契約内容の変更又は納入の中止をすることができる。
- 2 前項の場合において、単価又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定 めるものとする。
- 3 この契約締結後,市場価格に著しい変動があった場合は,その実情に応じて発注者受注者協議のう え単価を変更することができるものとする。

(契約の解除)

- 第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部の解除を することができるものとする。
- 2 受注者は、前条の中止期間が引き続き2か月以上に及ぶときは、発注者と協議の上、この契約の全

部又は一部の解除をすることができるものとする。

3 前2項の場合において,発注者は,受注者の請求により既納品の代金を支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

- 第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期限を定めてその履行の催告をし、その期限内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期限を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
 - (2) 期間内に納入しないとき又は期間後相当の期限内に納入を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 正当の理由がなく職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨害したとき。
 - (5) 契約の履行に当たり、これを粗雑にし、又は不正の行為があったとき。
 - (6) 前各号のほか、受注者またはその代理人がこの契約事項に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第6条の規定に違反して、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
 - (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思 を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないと き。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約 をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
 - (8) 第8条第2項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を,受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品(単価)契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって,暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、契約を解除した場合は、履行部分に対して引渡しを受け、相当と認める金額を支払うことがある。その他のものは、受注者が遅滞なく引き取るものとする。
- 3 前条各号又は前2項は、第3条による違約金の徴収を妨げないものとする。

(談合等不正行為に係る発注者の催告によらない解除権)

- 第11条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約 を解除することができる。
 - (1) この契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年 法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定 する刑が確定したとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に適用する。
- 3 前2項は、第3条による違約金の徴収を妨げないものとする。

(談合等不正行為に係る損害賠償額の予定)

- 第12条 受注者は、この契約に関して前条第1項各号に掲げるときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額に契約金額の支払の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、契約締結の日(仮契約にあっては、仮契約締結の日)における法定利率で計算した額の利息を付して、発注者が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げるときであって独占禁止法違反の行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、 受注者の代表者であった者又は構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求する ことができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支 払わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、 発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(代金の支払)

第13条 受注者は、毎月末日に当月中に納入した分について取りまとめたうえ、発注者の検査を受け 検査の完了後、その代金の支払を発注者に請求するものとし、発注者は受注者から請求のあった日か ら30日以内に代金を支払うものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

- 第14条 受注者は、物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、 別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代 えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであ るときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内(ただし、製造メーカー等において、品質保証又は、その不適合の責任期間を1年間以上定めている場合、その期間を優先する。) にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。 (不当要求等)
- 第15条 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

 - (2) 業務を行うために受注者が使用している下請負人(以下この号において「下請負人」という。) が暴力団等から業務妨害又は不当要求を受けた場合は毅然として拒否し、速やかに受注者にその旨の報告をするよう下請負人を指導し、かつ、下請負人から当該報告を受けた場合はその旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

(紛争の解決)

第16条 本契約について、紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、第三者を選定し、あっせんによりその解決を図るものとする。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項については、柏市財務規則(昭和59年柏市規則第4号)を遵守するほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。